

第2章 中途追加契約に関する特約

(特約の適用)

第1条 本組合は、共済契約者が、共済期間が原則として1ヵ年の共済契約（以下「主契約」といいます。）の途中で、新たに当該共済契約に追加する自動車（以下「中途追加契約自動車」といいます。）にこの特約を適用します。

(中途追加契約自動車の通知)

第2条 共済契約者は、中途追加契約自動車が発生した場合は、その旨を記載した書面をもって、本組合に通知しなければなりません。

(中途追加契約自動車に対する共済責任期間)

第3条 中途追加契約自動車に対する本組合の共済責任は、前条（中途追加契約自動車の通知）の通知を受領したとき以降に始まり、主契約の共済証書記載の共済期間の末日の午後4時（注）に終わります。
（注）共済責任の終期日時については、本組合が特に認めた場合はこの限りではありません。

(中途追加契約共済掛金の支払方法)

第4条 本組合は、第2条（中途追加契約自動車の通知）の通知を受領したときは、前条（中途追加契約自動車に対する共済責任期間）の定めるところに従い、共済契約の中途追加契約の申し込みがあったものとして中途追加契約共済掛金（以下「追加共済掛金」といいます。）を計算します。

2. 共済契約者は、追加共済掛金（注）を前条（中途追加契約自動車に対する共済責任期間）に定める共済責任期間の始期日の属する月の翌月10日までに支払わなければなりません。ただし、主契約の支払方法が口座振替の方法である場合において、追加共済掛金の支払方法を口座振替の方法とし、かつ、共済責任期間の始期日の属する月の翌月に主契約の引落日がある場合には、当該引落日までを支払期日とします。
3. 前項の支払期日前に事故が発生した場合は、共済契約者は、前項にかかわらず、速やかに当該中途追加契約自動車の追加共済掛金を支払わなければなりません。
4. 主契約に共済掛金分割特約が適用される場合、2回目以降の追加共済掛金の分割共済掛金については、主契約の支払方法及び支払期日と同一に設定するものとして共済掛金分割払特約が適用されるものとします。

（注）主契約に共済掛金分割特約が適用される場合は、1回目の追加共済掛金の分割共済掛金

(追加共済掛金不払いの場合の免責)

第5条 前条（中途追加契約共済掛金の支払方法）第2項に定める支払期日までに追加共済掛金の支払いが行われない場合は、第2条（中途追加契約自動車の通知）の通知があった中途追加契約自動車の共済契約は、当該支払期日の翌日から将来に向かって失効します。

2. 前項の場合において、本組合は、第3条（中途追加契約自動車に対する共済責任期間）に定める共済責任期間の始期から前条（中途追加契約共済掛金の支払方法）に定める支払期日までの間

に発生した事故についての共済金を支払いません。この場合において、本組合が、既に共済金を支払っていた場合には、共済契約者に対してその返還を請求することができるものとします。

(準用規程)

第6条 この特約に規定しない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、この共済契約の自動車共済約款およびこれに付帯する他の特約の規定を準用します。

附 則

1. この特約は、行政庁の認可の日から施行し、平成30年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
2. 全車両一括契約に関する特約は平成30年7月31日以前に始期を有する契約に適用し、当該契約の満了をもって廃止する。
3. この改正(第4条 共済掛金の精算)は、行政庁の認可の日から施行し、令和3年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。
4. この改正(第1条特約の適用から第6条準用規程)は行政庁の認可の日から施行し、令和7年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。